

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 202 号（諮問第 224 号）

件名：一時保護された児童通告書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 2 月 15 日

2 原処分

令和 4 年 2 月 28 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「実施機関」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定をした。

3 審査請求

令和 4 年 4 月 25 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 8 月 8 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審議会の結論

実施機関が、一部開示決定において開示しないこととした別表の 1 欄に掲げる部分のうち、同表の 3 欄に掲げる部分は開示すべきである。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

本件開示請求書は、児童 A の父が法定代理人として保有個人情報の開示を求めたものであり、本件保有個人情報は、C 児童・障害者相談センターが管理する児童記録

票のうち、特定年月日 E 付けで F 警察署から同センターに通告があった際に F 警察署から同センターに送付された、特定年月日 E 付けの児童 A に係る児童通告書である。

実施機関は、別表の 1 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 についても同様とする。）を条例第 17 条第 2 号に該当するものとして不開示にしており、本件情報 2 を条例第 17 条第 8 号に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 本号は、審査請求人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報 1 が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において、本件情報 1 を見分したところ、警察職員の氏名が記載されていた。これは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年度愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

本件情報 1 の警察職員は、警部補及び同相当職以下の職員であると認められることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

また、本件情報 1 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、

同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報 2 が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本件情報 2 は、関係機関である警察から提供された情報であり、警察が受理した通報の内容、審査請求人以外の関係者への聞き取り状況並びに警察の評価、意見及び所感等が記載されていることから、これらの情報が開示されることになれば、聞き取りの相手方が調査に応じたり、率直に話すことを拒むことが想定され、また、関係機関は開示されることを意識するがあまり、率直な意見を記載することを躊躇することが想定され、結果として、関係機関から必要な情報を収集することが困難となり、今後の児童相談業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとのことである。

ウ 当審議会において、本件情報 2 を見分したところ、2 行目から 8 行目までについては、実施機関が主張するとおり、警察が受理した通報の内容、審査請求人以外の関係者への聞き取り状況並びに警察の評価、意見及び所感等が記載されていることから、これらの情報を開示することにより、要保護児童を発見した者が警察への通報を躊躇したり、警察の調査の過程で、聞き取りの相手方が調査に応じたり、率直に話すことを拒むことが想定され、また、関係機関は開示されることを意識するがあまり、率直な意見を記載することを躊躇することが想定され、結果として、実施機関が関係機関から必要な情報を収集することが困難となり、今後の児童相談業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められるため、条例第 17 条第 8 号に該当する。

エ 一方で、本件情報 2 のうち、1 行目については、通報の背景となった、児童に関する事実が記載されているに過ぎず、また、9 行目については、通告についての事実が記載されているに過ぎないことから、この部分を開示しても今後の児童相談業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとは認められないため、条例第 17 条第 8 号に該当しない。

したがって、開示すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件情報 1 及び本件情報 2 の 2 行目から 8 行目までを不開示としたことの妥当性については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

児童 A の特定年月日 D・特定年月日 E に一時保護された児童通告書ならびに、C 児相が保管している F 警察署から出された児童 A の記録全て。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定	3 開示すべき部分
【本件情報 1】 審査請求人以外の情報	条例第 17 条第 2 号	なし
【本件情報 2】 関係機関とのやり取りに関する部分	条例第 17 条第 8 号	通告理由及び処遇意見のうち 1 行目及び 9 行目